

平成27年第3回下仁田町議会定例会会議録第3号(30日)

招集年月日	平成27年9月14日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成27年 9月14日午前10時00分	臨時議長	木 暮 弘 元		
	閉 会	平成27年 9月30日午後2時27分	議 長	佐 藤 勇 二		
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	岡 田 邦 敏	○	7	佐 藤 博	○
	2	永 井 正 之	○	8	佐 藤 勇 二	○
	3	木 暮 弘 元	○	9	千 野 榮 治	○
	4	原 秀 男	○	10	島 崎 紘 一	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	堀 口 博 志	○
	6	高 瀬 政 信	○	12	岡 田 武 二	○
会議録署名議員	1番	岡 田 邦 敏	2番	永 井 正 之		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		保 険 環 境 課 長	猪 野 馨	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		補 佐 (自然史館館長)	横 田 孝 三	
	教 育 長	吉 井 誠		建 設 ガ ス 水 道 課 長	神 戸 哲	
	総 務 課 長	金 井 義 富		教 育 課 長	浅 川 幸 則	
	地 域 創 生 課 長	永 井 邦 佳				
	住 民 税 務 課 長	堀 口 玲 子				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	健 康 課 長	神 戸 康 全				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第8号 議員派遣の件について
- 2 委員長報告 (付託議案)
- 3 第65号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算 (第2号)
- 4 第66号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 5 第67号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 6 第68号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第1号)
- 7 第69号議案 平成26年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 8 第70号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 第71号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 第72号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 第73号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 第74号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 第75号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計決算認定について
- 14 第76号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 15 議案第80号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を改正する条例
- 16 議案第81号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 17 議員派遣の件について
- 18 一般質問
- 追加1 議案第82号 下仁田町議会基本条例 (佐藤博議員提出分)
- 追加2 議案第83号 下仁田町議会基本条例 (岩崎正春議員提出分)
- 19 閉会中の継続調査の申出書について

会 議 の 経 過

開 会 平成27年9月30日 午前10時00分

○議長 佐藤勇二 これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程については、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し変更したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 日程第1、報告第8号 議員派遣の件について、会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付したとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告します。

○議長 佐藤勇二 日程第2、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託をいたしました議案に対する委員会における審査の経過及び結果について、予算決算特別委員長に報告を願います。予算決算特別委員長

(佐藤博予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 佐藤 博 おはようございます。

ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、9月17日……

(「議長」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ちょっと委員長お待ちください。

(「議長、報告書があるはずなんですけれども、配っていないのではないですか。ありますか、皆さんのところへ」の声あり)

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時10分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開いたします。

予算決算特別委員長

(佐藤博予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 佐藤 博 ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、9月17日及び9月18日に、第302委員会室において、委員全員出席のもと、本会議において付託された議案12件について審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託されました第65号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第1号)は慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)は慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決ものと決しました。

第69号議案 平成26年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第70号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第71号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第72号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第73号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきもの

と決しました。

第74号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第75号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第76号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計利益の処分及び決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって予算決算特別委員長報告といたします。

○議長 佐藤勇二 以上で委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑はございませんか。

島崎紘一君

○10番 島崎紘一 69号議案について、質問いたします。

賛成多数で原案のとおりとありますが、私も監査した関係上、なぜ賛成多数であるか、認定できない理由について、特別な委員会において質疑がなかったのか、委員長はそれをどう捉えているか、その辺のところを参考までにお伺いしておきます。

○議長 佐藤勇二 予算決算特別委員長

(佐藤博予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 佐藤 博 お答えいたします。

第69号議案、審査の結果、賛成多数となったということについてでございますが、賛成できなかった委員については、予算の時点で賛成をしていなかったから、決算についても賛成をしなかったと、このように確認しております。

以上です。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第3、第65号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第65号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員です。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第4、第66号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第66号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第5、第67号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論
ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第67号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第6、第68号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。
討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第68号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第68号議案は原案のとおり可

決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第7、第69号議案 平成26年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第69号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第8、第70号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第70号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第70号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第9、第71号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第71号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第71号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第10、第72号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。

す。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第72号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第72号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第11、第73号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第73号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第73号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第12、第74号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第74号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第74号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第13、第75号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第75号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第75号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第14、第76号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第76号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第76号議案は原案のとおり認定されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第15、議案第80号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案第80号を朗読いたします。

議案第80号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年9月30日 下仁田町議会議長 佐藤勇二様

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同堀口博志、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同原秀男、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同佐藤博
別紙をごらんください。

下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を改正する条例

下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、又は特別公務員」を「及び下仁田町の特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の適用を受ける者」に改め、同条第4号中「、又は下仁田町の特別公務員」を「及び下仁田町の特別職の職員で非常勤の者

の諸給与支給条例の適用を受ける者」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

改正理由、字句の一部を改正する必要が生じたためでございます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第80号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第16、議案第81号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案第81号を朗読いたします。

議案第81号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年9月30日 下仁田町議会議長 佐藤勇二様

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同堀口博志、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同原秀男、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同佐藤博
別紙をごらんください。

下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則

下仁田町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。「2項議員が出産のために出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる」

また、自治法の一部改正により、本会議においても公聴会の開催、参考人

の招致をすることができることになりましたので、第14条に公聴会の規定を、第15条に参考人の規定を追加するものです。

附則、この規則は公布の日から施行する。

改正理由です。地方自治法の一部改正に伴う改正及び議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定する必要が生じたためでございます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りします。

配付書のとおり議員派遣することに異議ございませんか。

岡田武二さん

○12番 岡田武二 議員派遣の件について、ちょっと理解をお願いしたいと思っております。といいますのは、これ恐らく議長の代行ということで議員派遣しているんだと思うんですけども、再三、議長の代行という形で議員派遣されているわけです。前年度を見ますと相当の数があるということでございますので、要するに理由があると思うんですよ。ですから、そういったもので今後こういう形で議長が出られない、どうしても私も4年間あれしてもらいましたけれども、代行でというのは、よほどの都合がない限りは議長というのは出なくてはならないという顔だと思っているんですよ、下仁田町の。そういった意味合いの中で、どうしてこう副議長だからいいやという形で代行をするのか、私はわからないので、この辺のところをわかればここで教え

ていただいて、賛成をしたいということでございますので、できたら理由を教えてくださいありがとうございますのですが。わからなければいいですよ、今後どういうふうにするか。

○議長 佐藤勇二 これは今後ある議員派遣の件なんですけれども、平成27年10月28日からという議員派遣をお願いするということでございますので、前の議長が出なかったとかというのは、ここでは答弁できないんですけれども、いかがなものでしょうか。

(「わかりました」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、進めさせていただきます。

堀口博志君

○11番 堀口博志 議員派遣の件なんですけれども、以前もそうだったんですけれども、この議員派遣をするときに副議長が派遣になっている、議長が出るべきところに副議長が派遣になっているんですけれども、議長経験者は多いんですけれども、その派遣の中に議長が会員であって出席依頼が来ていて副議長が出る。これは副議長が会員ではないと常々私は思っていました。ですから、議長が出られないときは副議長は会員でないんだから、代行はできないと、欠席以外ないんじゃないかと常に思っていましたので、会員と会員でない、資格がない人が出ていくというのはいかがなものか、精査していただきたい、そういうように思っています。よろしくお願いします。

○議長 佐藤勇二 わかりました。その件については少し調査をして、今後検討していきます。

それから、岡田議員の指摘のとおり、議長が出られるものは自分としても全部出たいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、質疑なしと認めます。よって、配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第18、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。高瀬政信君

(高瀬政信議員 一般質問席へ)

○6番 高瀬政信 議長さんのお許しをいただきましたので、議席番号6番、高瀬が一般質問をさせていただきます。

きょうの質問は子育て支援と人口減少対策についてです。

子育て支援ですが、安倍首相はアベノミクス第2ステージで新3本の矢の中で第2の矢に「夢をつぐむ子育て支援」について子育て支援に力を入れると明言いたしました。

下仁田町も子育て支援の中で遊具についても整備していくというようなことを6月の一般質問で言いました。

では、質問に入らせていただきます。

町で管理している遊具は何カ所ぐらいありますか、教育課長にお聞きしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 浅川幸則 教育課で管理している公園につきましてはサンスポーツランド1カ所で、遊具については現在4つの遊具となっております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 そのサンスポーツランドの遊具につきまして、危険の遊具はどのぐらいありますか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 浅川幸則 高瀬議員のご質問にお答えいたします。

サンスポーツランドは勤労者の体育施設として平成2年に開場いたしました。平成15年4月より、当時の商工観光課から教育委員会の管理となりました。

なお、寒冷地のため12月から3月までの間は冬期閉鎖しております。

遊具の安全点検につきまして、第1回目は平成21年12月に実施しました。点検の結果に基づき、国の100%の負担によるきめ細やかな臨時交付金の繰越事業として平成23年9月に木製遊具6基の修理、撤去を行いました。

木製のおん馬のスライド遊具は、スライド部分のすき間に指を挟み込むおそれがあるため撤去し、5連の全方位のブランコは利用者同士の衝突や支柱に衝突の恐れがあるため4連を撤去し、1つのブランコに変更しました。

ローラー滑り台はローラーのすき間に指を挟み込むおそれがあり、踊り場の木製部の腐食、亀裂、木部のささくれによるけがのおそれがあり、また上部突出箇所ストラップ等の引っかかるおそれがあり修理をいたしました。

もう一つの遊具、ロープウェーの下には石の露出があり、つまづきにより転倒や落下時のけがのおそれがあるため、石の撤去を行いました。

次に、第2回目の遊具安全点検は平成26年5月から7月までの間に4つの遊具とキノコのモニュメントの点検を実施しております。

点検の結果、ローラー滑り台、それから滑り台とブランコの複合遊具については使用判定が不可となり、現在使用を中止しております。

それから、キノコのモニュメントにつきましては、FRPやプラスチックの劣化、クラックが多数あり、基礎部のひび割れがあるため現在、通り抜け禁止となっております。

ローラー滑り台の点検結果は、木製のスタート台、それから階段部に腐食が多く見られ、滑走部側面にも腐食があり、ローラーのゴム部の劣化、摩耗があるため、ローラー間のすき間が広くなり、指の挟み込み等のおそれがあるため、交換が必要となっております。ローラー滑り台のローラーから合板等に変更しても、長さが22.5メートルで勾配が8度と緩いので滑り台としては機能しないとのことであります。修理費用につきましては、スタートデッキの交換に90万、それからローラーのシャットナットの交換に612万、滑り台の塗りかえに31万で、合計すると733万円ほどになります。ローラー滑り台を撤去し、滑走面14メートルの新しい滑り台に変更した場合には、968万円ほどの費用がかかります。ローラー滑り台を撤去するだけの費用は140万円ほどとなります。

滑り台とブランコの複合遊具の点検結果につきましては、支柱部の地際部に腐食が見られ、ブランコと滑り台本体との動線が交差するのに危険とのことで、現在、ブランコを使用禁止にしています。ロープネットの登り部分の胴部や頭部の挟み込みが起りやすい危険の範囲にあり、同じ木製のものに更新する場合には472万円、高性能遊具に更新する場合には448万円ほどの費用がかかります。

キノコのモニュメントの解体撤去につきましては62万円ほどの費用がかかる見込みです。

使用禁止の期間が長くなっていて申しわけございませんが、教育委員会としましては多額の費用がかかりますので、財政当局と相談の上、サンスポーツランドの遊具は木製遊具を中心に設置されており、劣化、腐食が激しく、危険な遊具は撤去いたします。

今後につきましては、スポーツ施設ではありますが、公園で遊具もございませぬので、町長部局と相談しながら子供たちが楽しめるような対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 危険な遊具が3つあります。私も行って見たんですけども、ロープで張ってあるんですね、危険なところ。でも、子供たちは登っていつ

てしまうんですね。それでけがをした子等、私のところに苦情が来まして、どうしてあのままに放っておくんですかと、そう言われました。そういったことで危険な遊具は早急に撤去して、子供たちがけがのないようにしていただきたい、そんなふうに思います。

また、子供たちの、この前の6月の一般質問で子育て支援で遊具をつくっていくというような答弁をいただきまして、そういった中で子供たちに遊べる場をつくっていただきたい、そんなふうに感じております。ぜひとも子供の安全を考えていただいて、遊具の撤去は早急にやっていただきたいと、こんなふうに思っております。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学童保育についてお聞きしたいと思ひます。

今、町で学童保育を受けている児童は、町で何人ぐらいいますか。ちょっと把握していたら教えていただきたいと思ひます。

また、何カ所で行っているか教えていただきたいと思ひます。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 現在、学童保育の利用者は小学校児童の3分の1程度でありまして、約60名が利用しております。施設については馬山、それから青倉保育園の2カ所でございます。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 学童保育を受けている児童のお母さんたちにとっては、大変よい学童保育だというような声をお聞きしております。そういった中で、お母さんたちが仕事を一生懸命やりたいので、学童保育に町で少し援助していただけないかな、そんなふうな声がありました。今、学童保育につきましては、町でどのくらい援助しているのか教えていただきたいと思ひます。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 学童保育の施設に対してでございますけれども、施設への補助金については国が3分の1、県が3分の1、町で3分の1で児童の人数によって基準額が変わってくるわけでございますけれども、1施設あたり200万円から350万円の補助金となっております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 学童保育を受けている児童に対しましても、児童が1人幾らというのか、お金を納めているんですかね。そういうお話を聞きましたけれども、そういう点について教えていただきたいと思ひます。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 利用料についてでございますけれども、馬山、青倉保育園ともに月の基本料は7,000円でございます。利用料につきましては月曜から金曜までの日額が馬山保育園が1,000円、青倉保育園が500円、土曜日が昼食、それからおやつつきで馬山保育園が1,300円、青倉保育園が1,000円となっております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 これにつきましては、各自で学童保育を受けているので、個人負担という形になろうかと思っておりますけれども、今、子育て支援として、またこの町に将来住んでいただけるかもしれない子供たちのために、町がその個人負担でありますものの一部を負担、支援していけないかというような考え方も学童保育の母親たちは言うておりました。そういった中で町としても考えていっていいのか、いけないのか、教えていただきたいと思っております。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 ご質問の個人負担の一部支援ということでございますけれども、利用者が一部児童に限られていること、それからまたこれ以上の園の負担が大きくなることを考えますと、支援はできないと考えております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 そういった中で何とか町の方向性を出す上でも、子供たちのために少しでも支援をしていただきたい、そんなふうに考えております。

次に、3子以上のお子さんを養育されている家庭への支援についてですが、今、下仁田町で3子以上お子さんを育てている家庭は少ないと思っております。町にとってもありがたいことと思っております。そういった家庭には町は何らかの支援をしていますか。お聞きしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 お答えはどこですか。

(「議長、ちょっと暫時休憩をお願いします」の声あり)

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開いたします。

健康課長

○健康課長 神戸康全 保育料の件でございますけれども、18歳以下の3子がいる場合、2子以降保育料につきましては無料となっております。それから、2子が同時に保育園に通っている場合、2人目は無料となっております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 下仁田町は保育所に兄弟を預けている母親が下の子を出産し、育休を取得すると園児を1人退園させなければならないということを下仁田町は実施しておりますか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 下仁田町では単独の基準を設けております。1つとして育児休暇中の対応として母親の職場復帰が決まっている場合は、保育所継続入所申立書の提出により在園ができます。

それから、2といたしまして、就労していない母親等がいる世帯の場合、入所希望児が3歳以上児の場合に限り、集団生活の経験が必要と判断して保育所入所申立書、様式2でございますけれども、提出により認めております。

それから、3つ目といたしまして、入所できる基準に該当しないが、理由があり入所させたい場合には、保育所入所申立書、様式3になりますけれども、提出により判断をいたします。

以上のように、待機児童がない町だからできる対応でございます、育児休業イコール退園ではありません。現在、育児休業だけでなく、申立書の提出によりまして入園している児童は10名ほど在園しております。

以上です。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 この第2子目の園児でございますけれども、それも町でいいのか、無償で保育所に通えるということになっておりますか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 先ほど申しましたとおり、保育園に2子が通っている場合、2子目は無料となっております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 そうしますと、下仁田町は3子目を産んで育児休暇を取っている方、または仕事をやめて育児をされている方、そういう方もみんな2子を預かっていただけるということになりますか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 先ほど申しましたとおり、下仁田町は待機児童がないという町だからできる対応なのでございますけれども、育児休業だけでなく、先ほど申しました申立書の提出によりまして、ほとんど全員というんですか、それが在園してございます。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 3子目が6カ月まではそれができるかもしれませんが、

6カ月目以上に達しますと退園というような話をお聞きしましたが、そういった中でもし2子を預けたいのなから、園児の学費を納めていただくというような話を聞きましたが、それは間違いだということでございますか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 先ほど3つの例を申し上げたんですけれども、育児休暇中の対応として、先ほども申しましたが母親の職場復帰が決まっている場合、それは保育所の継続入所申立書の提出により在園をできているということでございます。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 そうすれば、職場復帰が決まっていない家庭はそれは認めていないということですか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 一応、規定としてこういうような形で職場復帰が決まっている場合は在園できるということですが、待機児童がいないということで、こちらのほうでまた判断をさせていただいて在園してもらうような形になると思います。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 わかりました。そうすれば、そのように職場復帰が決まっていない家庭におかれましても、第2子の園児を預かっていただきたいと、そんなふうに感じております。よろしく願いいたします。

次に、人口減少対策についてですが、初めに人口減少対策の町の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 高瀬議員のご質問の人口対策の町の考え方でございます。

今、全国的に人口減、あるいは少子化ということで、それぞれの地方では大変今後、先々のことに苦慮しているところでございます。当町も紛れもなくその計画に沿いまして、今、地方創生事業の一環として取り組みをする内容でありまして、これまでも数回にわたりまして一般質問をいただきました。対策の基本となるまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生は、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正するということを目指して、都会社会から地方の田園回帰を実現することと、男女が安心して結婚して子供を産み育てる社会をつくる取り組みということで取り組んでいるところでございます。

現状は、下仁田町のような山間地域においては大分以前から急速な少子高

齢化と人口減少の傾向にありまして、脆弱な財政基盤、そして基幹産業である農林業の衰退などが大変厳しい状況下にあるというところはお承知のとおりでございます。

地方創生によります人口減少の克服のために、町が自主性と自立性を発揮して着実に現状打開の階段を上っていくためには、財政の裏づけと施策を動かすマンパワーが必要でございます。長期にわたる継続的取り組みが必要であり、答えを急がずこつこつと成果を積み上げて蓄積していくことが必要であるとお理解をいただきたいと思っております。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 町の考え方をお聞きしました。

そういった中で気がかりなのは、人口流入に軸足を置き過ぎると地域間競争に落ちてしまいます。地域間競争に走らず、自然と促進する取り組みをしていただきたいと、今、町長が答弁しましたように、結婚、そして子育て、そういった中で自然に子供さんがふえていく、そういう形をとっていただければ、大変よいのかなと、そんなふう感じております。

そういった中で、この間も安倍総理が出産数を1.8に上げていきたい、そんなふうなことを言っておりました。そういった中で町がどうにかして一生懸命頑張ってもできないことはあると思っております。そういった中で県・国に町がどうしたら人口がふえていくのか、そういう旨を伝えて、そして県と国と町と一体となって考えていっていただきたい、そんなふう感じております。どうしても流入によりましてやりますと、地域間競争が激しくなり人口がふえていかない。ある町村は人口はふえたけれども、私たちの住んでいる下仁田町は人口が減ってしまった、そういう地域間の争いになってしまう、そんなふう感じております。

ですから、自然にふえていく、そういった方向性をもっていただくように県・国に伝えて、そしてこの町の人口を返していっていただきたい、そんなふう町長さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 高瀬議員のご発言によりますと、今、自然に子供さんが生まれて人口減にならないようにということでございますが、これは非常に難しい状況でございます。全国各地で今、人口減少に当たって取り組みをしているところがございます。先ほども申し上げましたように、この段階は下仁田町で人の流入を競争するという以前に、下仁田町に子育ての環境や子供たちを育てていくという、まずは足元がいろいろな面で対応できているかと

ということだと思っております。

まず、状況をいろいろと分析しまして、今現在進めているのが地方創生によります人口減少の克服のために町が自主性を持ってそれらを着実に、状況を打開していく段階を上っていくためには、財政の裏づけと施策を動かすマンパワーが必要と、先ほど言いましたけれども、まさに住んでいく人がこの地域でいろいろと期待をされるものをオール下仁田町で取り組んでいくと、こういうことが大事なところでございまして、その思いをこれから全体の自治体が丸ごと組みまして、子供を産み育てることに、またそれら目標を持っていけるような、そんなまちづくりをしなければならない。

自治体自体がこれから地域間の競争でなくて、住んでいいなど、ここで育てていこうという志を持てるような方針をつくっていくことが肝要でございます。

それでは、町が自主性と自立性をどのように発揮していく分野があるかということでございますが、高齢化する人口バランスを立て直して、平均的な人口構成に回復するということを考えていかななくてはならない。そんな状況においては具体的に将来人口の目標を定めて、町独自の考え方を全員で共有して進めていきたいと思っておりますが、今、いろいろと報道されております人口問題研究所の2040年における人口推計は非常に厳しいものとなっておりますけれども、下仁田町もそれらの人口推計であらわされております3,850人というところにウエートを置くのではなく、総合戦略事業を取り入れて5,500人程度の維持をしたいと、そういうところにビジョンを持っていきたいと思っております。

まずは議会の皆様のご理解をいただきまして、町を挙げて人口減少対策に取り組んでいきたいと、こういうふうに思っておりますので、これから生まれてくる子供たちの数、そして町外に出ていく人の流出を抑える、こういったことを基本にしますと、まずは住みよいまちづくり、子育てしやすいまちづくりに向けて方向性をしっかりと、町民一人一人と健康でこの地域に住み続けられるような環境基盤を整えていきたいということが肝心だと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤勇二 高瀬政信君

○6番 高瀬政信 町長の力強い答弁をいただきまして安心をいたしました。しかし、今、この町に生まれてくるお子さんが十何名ぐらいしかないというようなことを聞いております。そういった中でどうしてもお子さんの数を増していくのには、町全体で、今答弁でありましたように、力を合わせてやっ

く、それは本当に必要だと思えます。しかし、町全体で力を合わせてもできないことがございます。そういったことにつきましては、県とか国に要望なり、お願いをしていろいろな面で助けていただいて、そしてこの町の人口を増して行っていただきたい、そんなふう感じております。

また、子育て支援とか、そういった対策につきましては、下仁田町はほかの町村から見れば随分進んでいるなど、そんなふう感じております。そういった中でぜひとも力を入れてやって行っていただきたい。県や国に要望を出して、そして総合戦略の中に取り組んでいくのは当然だと思えますけれども、そういった中でやって行っていただきたい、そんなふう感じております。よろしくをお願いします。

時間ちょっと早いですが、ここで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤勇二 以上で一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時07分

再 開 午後 2時15分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開いたします。

お諮りします。

ただいま佐藤博君ほか1名から議案第82号 下仁田町議会基本条例の案件が、また岩崎正春君ほか5名から議案第83号 下仁田町議会基本条例の案件が提出されました。

議案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にいたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、議案第82号 下仁田町議会基本条例(佐藤博議員提出分)を追加日程第1、議案第83号 下仁田町議会基本条例(岩崎正春議員提出分)を追加日程第2として日程に追加し議題とすることに決定しました。

○議長 佐藤勇二 それでは、追加日程第1、議案第82号及び追加日程第2、議案第83号を一括議題とし、議案第82号 下仁田町議会基本条例(佐藤博議員提出分)から順次提案理由の説明を求めます。佐藤博君

(7番 佐藤博議員 登壇)

○7番 佐藤博 7番議員の佐藤博でございます。

議案第 8 2 号 下仁田町議会基本条例（佐藤博提出分）の内容についての説明、提案理由を申し上げます。

前任期で調査研究されてきたとする下仁田町議会基本条例案の勉強会を 9 月 2 5 日に開いていただきました。勉強会の中で 5 点ほどの追加的提案をいたしました。提案を聞き入れる場ではないとしてと、勉強会ではないということを知りました。

私の提案したい 5 点の主なものは、条例案の第 2 章、公開の原則、第 3 条、議会の会議は原則として全ての会議を公開する、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会を含むとするものであります。

2 点は、同条の 4 項、会議は必要に応じ、休日及び夜間において開会することができるもの。

同条第 7 項、議会は議会報告会を年 1 回以上開催し、町民との相互理解を図るものとする。

同条第 8 項、議会は案件に対する議員の判断結果を議会報により公表するものとする。

また、第 3 条の 2 項、本会議に出席した町長、その他の執行機関（以下町長等という）は議員の質問に対して当該会議の主催する者（以下議長等という）の許可を得て反問することができる。

主にこの 5 点でございます。これを入れていただきたいとするものでございました。地方自治が強く求められる時代となり、開かれた議会としての議会の果たす役割は一層重要となっております。議会は議会及び議員の使命と責任を強く自覚して、公平公正、透明感のある政治を実現し、町民の負託に応えるべく、限りない努力を続けるためにこの条例を提出いたすことといたしました。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 佐藤勇二 次に、議案第 8 3 号 下仁田町議会基本条例（岩崎正春議員提出分）について、提案理由の説明を求めます。岩崎正春君

（5 番 岩崎正春議員 登壇）

○5 番 岩崎正春 それでは、議案第 8 3 号の下仁田町議会基本条例（岩崎正春分）の制定提案理由を述べさせていただきます。

まず、策定経緯については、平成 2 3 年 4 月から議会改革の検討を始め、当初は議会運営委員会において検討を始めました。その後、議会基本条例の制定などを推進するため、平成 2 4 年議会基本条例制定委員会を設置いたしました。当初は議会運営委員会の中でそれらが検討されてまいりました。

平成23年5月に第1回目の打ち合わせ会を行いました。平成23年はこの1回だけでした。

平成24年は都合7回ほど協議を重ねてまいりました。その中には東吾妻町へ視察へ行き、議会基本条例の制定に当たる経緯や、その後の議会基本条例の運用、効果などを視察してまいりました。

平成25年においては、都合3回基本条例制定に対する委員会を開きました。

そして、平成26年は6回ほど協議を重ね、議員協議会の中でも詳細にわたり検討がなされてきました。

そして、平成27年は3回ほど協議を重ねてまいりました。最後は平成27年8月20日、全員協議会において、これらの基本条例を9月定例会中に新たに加わったメンバーに加わっていただき、周知を図り追加議案として提出することとなりました。

これらの基本条例の基本的な概要は、現在、議会運営委員会が行われている内容を踏襲し、それを基本とし、明文化しわかりやすくいたしました。

全体の構成は第1章、目的、第2章、議会、議員の活動原則、第3章、町民と議会の関係、第4章、議会と町長の関係、第5章、政策等の成形過程、第6章、議会事務局、第7章、最高規範の見直し手続、附則から構成といたしました。

議会基本条例制定に動き始めて約3年半の間、約20回にわたり協議を進めてまいりました。議員皆様全員参加により加筆、修正、削除を繰り返し、今般の提案とさせていただきます。

議会は議事機関として公平公正な議論を尽くし、意思決定を行うことはもとより、町民にその説明を果たすべき、その手法の多様化により最大限努力するものです。この基本条例は国内外や町を取り巻く諸状況の変化に対応すべく、最高規範の見直し手続も盛り込まれました。常に町民の負託に応え、不断の努力により、よりよい条例改正がいつでも可能であります。

本町議会は昭和30年合併以来60年の節目に当たり、この議会基本条例を制定するにより、町の議会の基本的な姿を明文化されれば、まさに地方創生、地方自治へ向けて大きな第一歩となります。その決意を表明することがまたできます。議員皆様には、この趣旨をご理解いただき、ご賛同を得られますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりましたので、議案第82号及び議案第83号に対する質疑に入ります。

質疑に際しては議案番号を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑をお願いします。質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。討論はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第82号 下仁田町議会基本条例（佐藤博議員提出分）を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長 佐藤勇二 挙手少数であります。よって、議案第82号は否決されました。

次に、議案第83号 下仁田町議会基本条例（岩崎正春議員提出分）を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第19、閉会中の継続調査の申出書についてを議題といたします。

総務、社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたします。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、平成27年第3回下仁田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 平成27年9月30日 午後 2時27分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 勇 二

署名議員 岡 田 邦 敏

署名議員 永 井 正 之
